

第1回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録(案)

日時 平成22年12月21日(火) 15:00～16:50

場所 ICBA 4F 会議室

資料

(第1回企画改善部会資料を利用)

【資料5】機能改善要望事項とその対応状況(台帳システム)

【資料7】通知・報告配信システムの普及策について

出席者(敬称略、カッコ内は代理出席者)

座長 大阪府：渡邊 俊行
山形県：鈴木 淳一(山口 直人)
茨城県：高倉 務
島根県：渡部 智之
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
(欠席 日本 ERI(株) 此川 和夫)
事務局 坂田、鳥居、久保

議事

1. 台帳システムの機能改善要望について(資料5)

- ・事務局より、機能改善要望の具体的な内容について説明。
- ・本WGでは、現在検討中の改善要望項目について、ご意見を伺いたい。それを踏まえ、次回WGまでに 優先度、改修工数のランクの2点を付して改善要望項目を整理する。
- ・ご意見は本日以降でもかまわない。

【質疑・意見】

- ・建築計画概要書の表示機能は、どのような場面で利用しているのか(事務局)
概要書をざっと確認するために使っていると思われる。原本は紙であり、この機能はあくまで補助的なもので、重要性が高いとは思わない(茨城県・山形県)。
- ・帳票の出力はpdfよりもEXCELのほうがよいと聞いているがいかがか(事務局)
帳票の記載内容の自由度が高く、窓口業務に臨機応変に対応できる点でEXCELのほうがよいと考える。なお、発行した帳票はすべて複写して保存している。(茨城県)。
- ・主要用途のコードは、用途別集計を目的として設置されたと思われるが、どのような目的で使われているか(事務局)
用途別集計は実施していない(特庁関係全員)。申請者が主要用途を申請書に記載する際の参考(確認をおろすにはコード表にある用途を書く必要があるとの認識)としているようである(大阪府)。いずれにしても、システムの仕様としては入力の際の「見やすさ」が重要。

2. 通知・報告配信システムの普及策について(資料7)

- ・事務局より、現在の法制度の枠組みの中で通知・報告配信システムの実務への供用を開始し、さらに指定確認検査機関及び特定行政庁双方にメリットをもたらすための具体的な運用のイメージについて、資料7別紙「確認審査報告書送付に関するシステム利用前後の業

務比較」により説明。

- ・本WGでは、事務局の資料7別紙と実際の現場を比較し、ご意見を伺いたい。それを踏まえ、次回WGまでに資料7別紙を拡充する。
- ・資料7別紙が概ね煮詰まった段階で「テスト運用」を行い、双方にメリットがあることを実証したい。
- ・指定確認検査機関側のテスト運用については、日本ERI様（別の機会に打診し了解済）、ビューローベリタス様にご協力いただくこととする。但し、両機関ともに現在システムの改修中であり、テスト運用開始はしばらく後になる。
- ・特定行政庁側のテスト運用は、その内容の詳細を決めたのちに改めてお願いする。

【質疑・意見】

- ・通知・報告配信システムの運用において、指定確認検査機関側では建築計画概要書記載事項すべての入力が必要となっているが、すべて入力している機関はごく一部と思われ、多くの機関には入力負担が大きいものとなる。特定行政庁側では、建築計画概要書のデータはどこまで必要と考えるか（事務局）。

建築計画概要書は、紙を原本としているので全データまでは不要である。確認台帳記載事項程度があればよい（特庁関係全員）

指定機関としても、恐らく手書きの報告書表紙はないので、報告書表紙記載事項程度であればどこもデータを出せると思われる。確認審査報告書送付事務のうち、PCへの入力を伴う書類は、報告書表紙、処分等の概要書（但し送付先行政庁による）、チェックリストである。それ以外の書類は、申請者から提出されたものを複写して送付している（ビューローベリタス様）。なお、ビューローベリタスでは建築計画概要書記載情報すべてを電子化している。

- ・建築計画概要書には番号などを付記しているか（事務局）。
確認番号と日付を付記している（ビューローベリタス様）。
- ・現在建築工事届は確認審査報告書に同封しているが、通知・報告配信システム運用においては、例えば1カ月ためて出すなどは考えられないか。また、浄化槽設置関係のカーボン4枚組程度の書類（以下「浄化槽書類」という）についても同様（ビューローベリタス様）。
建築工事届、浄化槽書類の担当は各特庁とも別のため、「実務上、建築工事届と確認審査報告書の突合が必要か」、持ち帰り確認いただくこととする。

- ・確認引受通知も検討対象にならないのか（ビューローベリタス様）。
送付書類が最も多い確認審査報告書で運用方法を整理すれば、確認引受通知にも適用できると考えている（事務局）。
- ・共用データベースのマニュアル（と実務の関係）がわかりにくく、利用者側で別途作成しなければならない状況である。ICBAには、実務に即したマニュアルを提供してほしい。
了解。あわせて、利用者側で作成されたマニュアルを相互に交換できるしくみも検討したい（事務局）。

3. その他

次回基準法システムWGは下記日程とする。

- ・1月25日（火）13:30～ ICBA会議室

以上